

第三期特定健康診査等実施計画

日立健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 09 月 28 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方	
<p>No.1</p> <p>生活習慣病における総医療費は、40歳以降に上昇しており、「高血圧症」の割合が高い。 罹患者一人当たり生活習慣病の総医療費は、30歳以降加齢とともに医療費が上昇している。 生活習慣病の発症と相関のあるメタボ・予備群の割合29.3%、肥満の割合29.3%、指導対象者の割合20.0%と生活習慣病予防が急務である。</p>	<p style="text-align: center;">➔</p> <p>事業所向けの情報提供・取組支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所毎従業員健康度報告書の提供 ・健康経営優良法人認定制度取得支援制度の設立・運用 ・コロボヘルス手引書の提供による事業提案 ・健康増進イベント・セミナー費用補助 ・事業所表彰による事業所向けインセンティブ <p>オーダーメイド型の情報提供による健康リテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に応じた情報提供 ・個人向けインセンティブによる健康への意識づけ ・健康情報検索・健康相談の提供 <p>健保ホームページ等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設法人契約 ・保養施設法人契約 ・インフルエンザ予防接種費用補助 (任継・特退向け) ・機関誌、健診ガイド発行 (治療中の方) ・後発医薬品の差額通知 (40歳未満への発症予防) ・40歳未満への特定健診・特定保健指導実施
<p>No.2</p> <p>男性の「肺がん」が30歳代から罹患しており、60歳代から急増している。「胃がん」の罹患率は、35歳以降に上昇している。女性の「乳がん」の罹患率は、35歳以降に上昇している。 →「新生物」の部位別新規発症年齢の分布を確認し、発症年齢に応じた補助対象年齢や検査方法を設定する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">➔</p> <p>部位検診補助内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検査：補助対象の年齢引き下げ ・乳がん検査：マンモグラフィと乳房超音波同時受診可 ・胃がん検査：ABC検診（胃がんリスク検診）を追加 <p>事業所と連携した禁煙対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロボヘルス推進WGによる禁煙啓発ポスター選定 ・禁煙プログラム利用促進 ・事業所への喫煙率の公表
<p>No.3</p> <p>「歯科」の医療費が全体の11%を占め、「歯周炎」の割合が50%以上を超えている。 →歯科検診以外のアプローチも検討する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">➔</p> <p>早期発見・早期治療及び予防の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科検診時の保健指導・受診勧奨 ・CCDカメラを使用した簡易歯科検診による予防・受診勧奨 ・6歳児向け歯科セット配布による予防
<p>No.4</p> <p>「健保独自基準のハイリスク(血糖・血圧・脂質)該当者の割合が11.8%となっている。また、未受診者の対象者は、糖尿病で3,000人、高血圧症で4,000人存在している。 →「血圧」「脂質」は未受診による基準超えが多く、受診勧奨が有効と考えられるが、「血糖」は既受診でも基準超えが多く、他の施策も検討する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">➔</p> <p>受診勧奨の強化及び既受診者への介入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨による早期治療及び重症化予防 ・「血糖」は専門医紹介を含めた受診勧奨 ・糖尿病性腎症重症化予防

基本的な考え方
<p>特定健康診査の基本的な考え方</p> <p>日本内科学会等系8学会が共同で、メタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しており、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症等は、生活習慣の改善により予防が可能との考え方を基本としています。</p> <p>特定保健指導の基本的な考え方</p> <p>特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に対して行う支援プログラムで、対象者が自らの生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことで、健康的な生活を維持できるようになることをめざします。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健康診査

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

資格区分別の評価指標を定め、それぞれの目標値達成に向けた施策を検討する。

アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
他の事業で評価するため (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
健診受診率（従業員）	96.5%	97.0%	97.5%	98.0%	98.5%	99.0%
健診受診率（被扶養者）	56.0%	58.7%	62.1%	65.4%	71.0%	76.9%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・健診ガイド見直し・事業所への健診受診率の公表 ・事業所への周知・機関誌や健保HPによる案内	・事業所への健診受診率の公表・事業所への周知 ・機関誌や健保HPによる案内	・事業所への健診受診率の公表・事業所への周知 ・機関誌や健保HPによる案内
H33年度	H34年度	H35年度
・事業所への健診受診率の公表・事業所への周知 ・機関誌や健保HPによる案内	・事業所への健診受診率の公表・事業所への周知 ・機関誌や健保HPによる案内	・事業所への健診受診率の公表・事業所への周知 ・機関誌や健保HPによる案内

2 事業名 特定保健指導（積極的支援）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～58、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	-

事業目標

・特定保健指導対象者の割合の減少により実施率の向上を図る。

アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
参加者の脱メタボ率	40%	40%	40%	40%	40%	40%
指導対象者の割合	23.5%	23.2%	22.9%	22.3%	21.6%	21.0%
アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
実施率	10%	15%	20%	30%	40%	55%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・ポイント年齢の必須化	・ポイント年齢の必須化	・ポイント年齢の必須化
H33年度	H34年度	H35年度
・事業主からの積極的な動機付け	・事業主からの積極的な動機付け	・事業主からの積極的な動機付け

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	192,348 / 246,600 = 78.0 %	197,280 / 246,600 = 80.0 %	202,212 / 246,600 = 82.0 %	207,144 / 246,600 = 84.0 %	214,542 / 246,600 = 87.0 %	221,940 / 246,600 = 90.0 %
		被保険者	129,310 / 134,000 = 96.5 %	129,980 / 134,000 = 97.0 %	130,650 / 134,000 = 97.5 %	131,320 / 134,000 = 98.0 %	131,990 / 134,000 = 98.5 %	132,660 / 134,000 = 99.0 %
		被扶養者 ※3	63,038 / 112,600 = 56.0 %	67,300 / 112,600 = 59.8 %	71,562 / 112,600 = 63.6 %	75,824 / 112,600 = 67.3 %	82,552 / 112,600 = 73.3 %	89,280 / 112,600 = 79.3 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	4,520 / 45,202 = 10.0 %	6,865 / 45,769 = 15.0 %	9,261 / 46,307 = 20.0 %	13,858 / 46,193 = 30.0 %	18,536 / 46,341 = 40.0 %	25,634 / 46,607 = 55.0 %
		動機付け支援	1,505 / 19,211 = 7.8 %	2,286 / 19,452 = 11.8 %	3,084 / 19,680 = 15.7 %	4,615 / 19,632 = 23.5 %	6,172 / 19,695 = 31.3 %	8,536 / 19,808 = 43.1 %
		積極的支援	3,015 / 25,991 = 11.6 %	4,579 / 26,317 = 17.4 %	6,177 / 26,627 = 23.2 %	9,243 / 26,561 = 34.8 %	12,364 / 26,646 = 46.4 %	17,098 / 26,799 = 63.8 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数） / （対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数） / （対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
当健保組合の「個人情報保護基本規程」を遵守し、業務を外部関係先に委託する場合には、委託先との業務委託契約書等により個人情報の保護に努め、個人情報を漏洩しないための施策を徹底します。 なお、当健保組合のデータ管理者は常務理事とし、その利用者は当健保組合の職員とします。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の内容は、ホームページへの掲載により、公表・周知を行います。

その他
当健保組合の職員で特定健康診査・特定保健指導に係る業務に従事する者については、特定健康診査・特定保健指導に関する研修に随時参加させることと致します。